

第三十八回 参議院建設委員会會議録第二十二号

昭和三十六年四月二十日(木曜日)

午前十時三十八分開会

委員の異動

四月十八日委員米田正文君辞任につき、その補欠として島島徳次郎君を議長に...

出席者は左の通り。

委員長 稲浦 鹿藏君
理事 田中 清一君
松野 孝一君
武藤 常介君
内村 清次君

委員

岩沢 忠恭君
小沢久太郎君
米田 正文君
木下 友敬君
田中 一君
武内 五郎君
田上 松衛君
小平 芳平君

衆議院議員

瀬戸山三男君

国務大臣

建設大臣 中村 梅吉君

政府委員

建設省住宅局長 神田 治君

事務局側

常任委員 武井 篤君
会専門員

本日の会議に付した案件

○特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案 (衆議院提出)

○建築基準法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○測量法の一部を改正する法律案 (内閣送付、予備審査)

○防災建築街区造成法案 (内閣送付、予備審査)

○委員長(稲浦鹿藏君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

本日は、初めに三案につきまして説明を聞いた後、防災建築街区造成法案について質疑を行ないたいと思ひます。

まず初めに、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) ただいま上程になりました特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案は、衆議院におきまして建設委員会の提案となつておるわけでありまして、理事の私がかかりまして、その提案の理由を申し上げま

す。
本法案の目的といたしますところは、現行の特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正して、同法の有効期限をさらに五年間延長しようとするものであります。御承知の如く、九州、四国、中国から中部

地方にまたがり、シラス、ボラ、コラ、赤ホヤ、花こう岩風化土、富士マサ等におおわれた、いわゆる特殊土じょう地帯は、その風土的悪条件から、台風、豪雨等による被害を特に著しく受けやすく、またその農業生産性も著しい低位を免れない状況にあるのであります。これが対策の実施は緊急の必要があるのであります。

かかる実情に対処するため、さきに、昭和二十七年四月、議員立法として特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法が制定され、さらに三十一年三月に、期限延長の一部改正をいたしまして、同法に基づきまして、治山、砂防、農地保全、土壌改良等の対策事業が実施されて参つたのであります。

今日まで九年間におけるこれら対策事業の実績は、相当の効果を上げたと思すべく、同法の目的といたします災害防除と農業振興の両面にわたつて著しい進歩改善がなされ、地域住民の福祉向上に多大の貢献をなし、大きく感謝されておる次第であります。翻つてその進捗状況をみますと、必ずしも満足すべき状態にあるとは言えないのであります。すなわち、さきに内閣閣理大臣が定めた昭和三十一年度から昭和三十六年度に至る第二次五カ年計画の昭和三十五年までの事業進捗状況は、ようやく計画の五七〇程度にすぎないのであります。現在の五カ年計画は、実施可能な規模に極力圧縮したものであつて、早急に実施を要する重

要事業であつても、あえてこれを今後にゆだねているものが少なくないのであります。

かくして、この際、現計画の残事業の完遂はもちろんで、さらに新たな事業計画の策定によつて、より効果的な対策を強力に推進することは、国土保全、民生安定のみならず、現在わが国施政の至上命題となつております。所得格差縮小の見地からも、その重要性はまことに大きいものと言わざるを得ないのであります。

そこで、同法は来たる昭和三十一年三月を最終期限としておりますので、ここに同法の一部を改正し、昭和四十二年三月三十一日までその有効期限を延長して、所期の目的を完全に遂行したいと存するものであります。

以上、本法案の提案理由を簡単に御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(稲浦鹿藏君) 本案についての質疑は、次回に譲ることといたしたいと思います。

○委員長(稲浦鹿藏君) 次に、建築基準法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○国務大臣(中村梅吉君) ただいま議題となりました建築基準法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

御承知の通り、建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護をはかり、もつて公共の福祉の増進に資することを目的として昭和二十五年に制定され、数次の改正を経て今日に至つております。しかしながら、近年における人口の著しい都市集中に伴う市街地における建築物の密集と自動車交通の激増等、社会情勢の変化に伴い種々実情に沿わない面も生じて参りましたので、今回、同法施行の実績に徴して慎重な検討を加え、所要の改正をいたそうとするものであります。

今回の改正の主要な事項は、次の通りでございます。

第一に、市街地の整備改善をはかるため、建築物に関する制限の特例を設けたこととあります。すなわち、建設大臣が都市計画上市街地の整備改善をはかるため必要であると認める場合において、防災建築街区、住宅改良地区その他建築物及びその敷地の整備が行なわれる地区または街区について指定する特定街区におきましては、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、高さ及び壁面の位置について、その街

区の整備を主眼とする規制を行ない、そのかわりに、従来実施しておりました建築物の建蔽率、高さ等に関する制限規定を適用しないこととし、その街区の整備改善に関する制限の合理化をはかることといたしました。

第二に、自動車車庫及び自動車修理工場に関する規定を整備したこととあります。自家用の自動車等を格納する

る最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護をはかり、もつて公共の福祉の増進に資することを目的として昭和二十五年に制定され、数次の改正を経て今日に至つております。しかしながら、近年における人口の著しい都市集中に伴う市街地における建築物の密集と自動車交通の激増等、社会情勢の変化に伴い種々実情に沿わない面も生じて参りましたので、今回、同法施行の実績に徴して慎重な検討を加え、所要の改正をいたそうとするものであります。

小規模な自動車車庫に対する防火上の構造制限の一部を緩和し、また、自動車修理工場につきましては、自動車交通の発達に伴い、商業地域内に建築できる規模の限度を若干引き上げることといたしました。

第三に、特殊建築物の防火に関する規定を整備いたしましたことあります。すなわち、最近の災害例にかんがみ、キャパレー等の用に供する建築物または自動車修理工場の用に供する建築物で一定規模以上のものについて、防火上の構造制限を強化することといたしました。

第四に、違反防止の措置を強化したことあります。法令に違反することが明らかなる工事中の建築物について確実に工事を中止させるため、一定の場合に工事従事者に対しても、作業の停止を命ずることができるとし、違反防止の措置に遺憾なきを期することといたしました。

第五に、建築協定に関する規定を整備いたしましたことあります。すなわち、住宅地としての環境または商店街としての利便を高度に維持増進するためには、現行の協定事項のみでは不十分でありますので、建築物の用途についての基準を協定することができるといたしました。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨でございますが、何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします次第でございます。

○委員長(稲浦鹿藏君) 次に、測量法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。○國務大臣(中村梅吉君) ただいま議題となりました測量法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御承知のように、測量法は、昭和二十四年に制定されて以来、各種測量の調整と測量制度の改善発達に寄与して参つたのでありますが、最近において、国民生活及び国民経済の基盤を拡充するための公共事業等の進展に伴い測量業務は著しく増大し、かつ、その大部分が測量業者によって行なわれるようになり、測量業者の測量実施において果たす役割は益々重要なものとなって参りました。

このような情勢に対応して、測量の正確さを確保し、その円滑な実施をはかるためには、測量業者に対して、適切な措置を講ずる必要が痛感されますので、測量業の適正な運営と健全な発達のをはかるため、測量法の一部を改正して、測量業者の登録を実施し、業務の規制及び改善を行なうことといたしました。

以上が、この法律案を提案した理由であります。次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、基本測量、公共測量またはこれらの測量の成果を使用する行なう測量を請け負う測量業者は、建設大臣の登録を受けなければならないものと、登録を受けた測量業者は、その営業所ごとに測量士を一人以上置かなければならないものといたしました。

第二に、建設大臣または都道府県知事は、登録簿等またはその写しを公衆の閲覧に供さなければならないものと、測量の発注者の便利をはかること

といたしました。

第三に、測量業者の業務処理の原則を規定し、測量業者の一括下請負を禁止する等必要な業務の規制を行なうとともに、他方、測量業者は、その業務の改善または測量技術の向上のため、建設大臣に対して必要な助言を求めることができるといたしました。

第四に、建設大臣は、測量業者が登録の要件を欠くに至ったとき等におきましては、その登録を取り消さなければならぬものとし、測量業者が一括下請負の禁止に違反する等、業務に関して著しく不当な行為をしたとき等においては、その登録を取り消し、または営業の停止を命ずることができるとし、測量業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、測量業を営む者に対して、その業務等に関し、必要な報告を求め、またはその職員に営業所等の立ち入り検査をさせることができるといたしました。

第五に、国土地理院の長の委任を受けた者についても、基本測量の実施のための土地の立ち入り等ができることといたしました。

以上が、測量法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

○委員長(稲浦鹿藏君) 本案の質疑は、次回に譲ることといたします。

○委員長(稲浦鹿藏君) 次に、防災建築街区造成法案を議題といたします。これより質疑を行ないます。質疑の

おありの方は、順次御発言を願います。

○内村清次君 防災建築街区造成法案は、耐火建築促進法を全面的に廃止して、これにかわるものとして立案されたものであります。この耐火建築促進法のどの点をどのように改正しておるか、この点を一つ御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(稗田治君) 耐火建築促進法を改正いたしました第一点といたしましては、従来の耐火建築促進法におきましては、防火建築帯の指定は、防火地域内だけに限られていたものであります。この法案におきましては、災害危険区域であつて都市計画区域内にありまふ地域につきましても、防火建築街区を指定することができるようになりました。

第二点は、耐火建築促進法におきましては、防火建築帯とついで、帯状に指定するようになっておつたのでございますが、これをさらに都市の災害防止を徹底させるために、街区というように帯状を街区に広げたことといたします。

第三点は、防災建築街区造成組合という組合制度を、従来の耐火建築促進法になかつたものを定めたわけでございます。

第四点は、地方公共団体が施行する場合が、耐火建築促進法の十二条以下にございまして、その方法が実情に沿わない点がございますので、地方公共団体の施行方法を合理的に改正いたしましたわけでございます。

は、木造と耐火建築物との単価の差額に対する補助でございまして、この木造と耐火建築物の差額という考え方をやめて、費用の一部を補助することに改めたわけでございます。

○内村清次君 最近、都市の不燃化ということが非常に問題になっておりますが、この都市の不燃化ということ、これは特に必要があると思ひますけれども、その対策を、政府は一体どういうふうにとつておられるか、この点を一つ御説明願ひたい。

○政府委員(稗田治君) お説のように、都市の不燃化ということ、これは非常に重要なこととございまして、現状を申し上げますと、都市の不燃化は、既存の市街地面積が約九億坪に及ぶのでございまして、そのうち約五割が不燃化されておるといふ程度でございまして、従ひまして、これを積極的の推進していく政府の施策といたしましては、まず政府施策住宅の公営住宅あるいは改良住宅、公団住宅といったような政府施策住宅におきまして、不燃率をさらに高めまして、できるだけ木造の建築物を少なくしていくということ、さらに防災建築街区というものを積極的に造成していく。また住宅金融公庫の中高層耐火建築物の融資によりまして、市街地の中の建築物を耐火建築物に建てかえを促進していく。また先般御審議いただきました市街地改造法等によりまして、道路、広場等の都市施設と関連する街区におきましては、それらの市街地改造法等の施行によりまして積極的に都市の不燃化をはかるというふうなことを、あわせて不燃化を

推進して参りたいと、かように考えておられます。

○内村清次君 そうすると、この不燃化対策のこの法案は、その中心的な役割を今後果たしていくというふうな考え方もあると思えますけれども、防火建築帯の造成状況は、今どういふふうな形で造成されておるのか、あるいはまた、この法案がかりに国会で審議されて、可決をするというふうな場合のときに、本年度におけるところの防火建築帯造成事業の事業量というのは、一体どのくらい政府の方は考えておられるか、この点、一つ承っておきたいと思えます。

○政府委員(神田治君) 昭和二十七年から防火建築帯を指定しまして、その造成に努めて参ったわけでございまして、三十五年までには、防火建築帯の造成事業としまして、国の補助を受けまして造成しました間口の延長は約四十五キロにわたっております。これに投入しました補助金の総額は約十億円でございます。昭和三十六年度に、この現在、御審議願っております法案が施行になりますれば、これに三十六年度といたしましては、国庫補助の総額は二億五千万円でございます。施行を予定しております都市は約四十都市にならうかと存じております。

○内村清次君 たいだいま国庫補助の総額というものは二億五千万円だ、そしてその施行を予定している都市は約四十都市ばかり考えているというところでございまして、この四十都市の指定の仕方ということですね、これは大体、どういふ御計画ですか。

まあたとえば北は北海道から南は九州までの間で、どういふような形で

やっていくというふうな、基準か何かあります。

○政府委員(神田治君) 防火建築帯の指定でございますが、法案の三条に規定してございまして、関係市町村の申し出に基づきまして、防火地域内、または都市計画区域内にある災害危険区域内におきまして指定をするわけでございまして。

なお指定の仕方といたしましては、都市の極要地帯におきまして、災害を効果的に防止するように、系統的にこの防火建築帯が配置されるように計画を立てるつもりでございます。

○内村清次君 私が申し上げますのは、そうやった第三条の規定で、関係市町村の申し出に基づいて、今後指定という問題が考えられましようが、政府の一応の見通しとして、北は北海道から南は九州までの間に、やはり都市の非常に周密をしたところの市街地区ですね、そういった建物の混雑しているようなところを主眼としてやるということになれば、まあこの中部で、名古屋なら名古屋、大阪なら大阪を基準といたしまして、一体、どういふような割合になつてくるような予想がされているかというわけです。

○政府委員(神田治君) 従来防火建築促進法におきまして、防火建築帯を指定しておいたわけでございまして、その中で、まあ法律上の用語ではございませぬけれども、重点防火帯と申しまして、ここだけは早期に完成しようというふうなことを目標に努力を続けておいたわけでございまして、その従来指定された防火帯の中で、重点防火帯というように計画されておりましたものは、今回の法律に基づきまして防

火建築帯というように指定が手續を踏んで変えられるというように考えておるわけでございまして。

なお全国の配分でございましてけれども、もちろん災害の防止という使命を帯びておられます関係上、災害が非常に起り得ることが予想されるような大都市あるいは中小都市等におきまして、緩急の度合いを考慮して助成を進めていきたいと思っております。

○内村清次君 第二章に防火建築帯造成組合という章が設けられてありまして、その目的は第四条に規定されてありますけれども、なぜ組合制度というものを採用せられたのか、この理由を一つ御説明願いたいと思えます。

○政府委員(神田治君) この防火建築帯造成組合でございまして、法律上制定しようというものは、この法案が最初でございまして、従来の場合にも、防火建築帯におきまして造成します防火帯が有効に防災の目的を果たしますように、できるだけ建物連続して建てられるように指導をして参つたわけでございまして、従来、従来米の耐火建築促進法の施行の場合にも、地元におきまして期成同盟といったような組合が結成されて、事業の実施を円滑に行なつてきたわけでございまして、目的といたしましては災害を防止する関係から申しまして、できるだけ連続して、固まって耐火建築物が立ち並ぶ。なおその立ち並ぶ場合にも、できるだけ大規模な共同建築物の建設ということが望ましいように考えられますので、そういった大規模の共同建築ができれば、そういった大規模の組合を組織しようというふうな母体が必要

かと存じまして、その組合制度の自主的な意図に基づきまして、都市の不燃化が促進されるようにという考え方をいたしたわけでございまして。

○内村清次君 まあ第四条の防火建築帯造成組合の目的の中に、「防火建築物を建築しようとする者の共同の利益となる事業を行なうことにより、云々」という問題がございまして、こういう規定の中に、この組合が結成されておりますと、第五条は、その組合が法人格でなくちゃならない、こういった組合の性格からいたしまして、この組合に強制権というものが付与してないというわけですが、これはどういふわけですか。

○政府委員(神田治君) たいだいま御意見にございまして、この組合に強制権を付与するということにつきましては、われわれも十分検討をいたしたわけでございまして、将来の方向といたしましては、そういうような強制権を付与するということも参るかと思つて、ございまして、御承知のようにこの事業は、耐火建築物を建設する事業を営みますので、非常に多額の経費を要するわけでございまして、そこで、組合自体が土地を収用して、強制的に執行するということにしております。その経済的な基礎等におきまして、今日の段階におきましては、なお慎重に検討をしなければならぬ点も若干あるわけでございまして、従来、耐火建築促進法の関係におきまして、できておる組合におきまして、工事の発注等におきましては、めいめいに組合員の計算において、それをあつせんして、組合が工事の委託を受けて担当しておるというふうな例が多いわけでござい

ます。従いまして、組合の計算のもとに事業を執行するということは将来の方向として非常に望ましいと思つておるのでございまして、今日の実際の事情から申しますと、まだ組合計算で、この仕事を強制的に遂行していくというのは若干時期が早いというふうな判断したわけでございまして。

○内村清次君 第四条の目的の項を見ても、先ほど言いましたように、共同の利益となる事業を行なうものである、これが組合結成の主たる目的です。それには防火建築帯における適切な防火建築物の建築を促進する、あるいは土地の合理的利用と環境の整備改善をはかる、こういった目的のために組合は強制加入というふうな、そういった性格を持たせておらない。もしそうであるとすれば、共同の利益となるような、こういう防火建築物の建築の促進なんというふうなことをやって参ります上において、もし組合に加入をしないというふうな人たちが、これはまあ強制でない以上はあるわけですから、そういう組合加入を希望しないというふうな人たちに對しては、どういふような措置をとっておりますか、これは。

○政府委員(神田治君) 防火建築帯の造成上、できれば全員が合意で、全部漏れなく、建築物を建築できる権限を有する者が漏れなく加入することが非常に望ましいこととございまして、これをできるだけ自主的に促進させようというわけでございまして、第五十一条の方でございますが、「都道府県知事又は市町村長は、組合の申請があつた場合において、……組合員たる資格を有する者に対して組合への加入を勧

告する」というようなことで、促進をしていきたいというように考えておるわけでございます。

○内村清次君 そうしますと、この十條によりまして、組合員の資格の問題ですが、「組合の地区内において土地の所有権又は借地権を有する者及び定款で定めるその他の者」ということに限定されておるようですけれども、「土地の所有権又は借地権を有する者」ということに限定した理由は、どういふわけですか。

○政府委員(禊田治君) この防災建築街区造成組合の組合員の資格でございますが、この法案の目的とするところは、防災建築街区内に防災建築物を建築するというのが目的になっておりますので、やはりこの組合員の資格といたしましては、建築物を建築することのできる権限を持っていただければならないわけでございます。従いまして、「土地の所有権又は借地権を有する者」というように、一応限定したわけでございますけれども、借家人等で、でき上りしました建築物を買って自分のものにしたいという方がございまして、それらは組合の定款で、そういうものも含めるように定めることができるようにいたしましたわけでございます。

○内村清次君 そうすると、まあ定款というものが、十條の規定の中に書いてあります。「定款で定めるその他の者とする」と、「その他の者」の中に、借地権者あるいはまた土地の所有権者という、たとえば家を買ったり、賃貸しているものですね、そういうものも組合員となるといふようなことも、これはできるというわけですね。

○政府委員(禊田治君) 目的が、この防災建築物で街区を改造するというのが目的になっておりますので、定款で定めます場合にも、たとえば借家をしておる人が、でき上がった防災建築物の一部分の譲渡を受けようという意図のある方は、この定款で定めれば、組合員となるわけでございます。

○内村清次君 地方公共団体が、この法律の第五十五条第一項によって、この事業を行なうという場合と、それから耐火建築促進法の第十二条以下の規定によって事業を行なうという場合と、どう違っていくかですね。これを一つ、詳しく説明していただきたいと思ふのです。

○政府委員(禊田治君) 従来のこの耐火建築促進法におきましては、十二条のところに、「防火建築帯の区域内において、その全部又は一部につき、当該地方公共団体の長が特に緊急に防火建築帯を造成する必要があると認める場合において」というので強制的に造成ができるようになっておるわけでございますが、その違いを申し上げますと、今回の防災建築街区造成法案との違いは、従来の耐火建築促進法におきましては、土地を強制使用するということになっておったわけでございます。従いまして、強制使用されて、所有権だけを残されても非常に不利益でございますので、その場合は、土地所有者は、逆に土地を収用してくれという請求ができることになっておったわけでございます。その点につきまして、防災建築街区造成法案におきましては、非常に都市の重要な地区でございますので、地価の高いところでございまして、その土地を強制使用すると

いうよりは、むしろ買取るべきであるというので、土地を収用するということになったわけでございます。

それから耐火建築促進法におきましては、地方公共団体が、緊急に造成する必要がある場合におきまして、強制的に執行いたします場合にも、限定されておまして、その限定の仕方は、関係権利者が、それぞれ三分の二以上の申し出が、その限定された条件であつたわけでございます。三分の二、これが土地所有者の三分の二、借地権者の三分の二、それから借家権者の三分の二と、それぞれ三分の二というふうなことになるわけでございます。いま、今回の法案におきましては、関係権利者の総数の三分の二というように改めたわけでございます。

で、これはたとえて申しますと、都市の相当重要な地区で行なわれまして、借地権あるいは土地所有者というものの数は、相当ございまして、場合によれば、借家権者が、たった一人というふうな場合もあるわけでございますが、そういうふうな場合に、その一人の人が反対をすれば、それぞれの三分の二という要件が満たされなかつたわけでございます。それを今回は、関係権利者総数の三分の二というふうな、実際に運用できるように改正を考えたわけでございます。

それからなお、耐火建築促進法におきましては、地域的には、その他の付加されました条件はなかつたのでございまして、今回のこの防災建築街区造成法におきまして、地方公共団体が強制的に執行できます場合には、場所的にも制限がございまして、五十五条の一項の後段の方にございまして、

そこに建ておきます建築物が適合しない、防火地域内なり災害危険区域の規定に適合しないという建築物の総数が、戸数の四分の三以上ある。なお、建築物が密集しているために災害の発生のおそれがあること、

一つの地区的な条件でございまして、その二つの地区にわたつて、当該区域内にある居住専用の建築物の建築面積が当該区域内にある建築物の建築面積の合計の四分の一以下であるというふうな条件がついておるわけでございます。なお、また、三号にいたしましては、「防災建築街区造成事業の完成が、当該都市における災害の防止及び都市機能の向上に著しく貢献するものであること」という抽象的な考えがなお付加されておるわけでございます。

が、具体的には、ただいま申し上げましたように、まあ二号が、一番関係が強いかと思ふのでございまして、建築物のうち四分の一以下が住居専用の住宅の建築面積であるという制限がついておるわけでございます。

次に、従来の耐火建築促進法におきましては、地方公共団体が施行する場合には、補償金の担保の提供ということが必要であつたわけでございます。従いまして、地方公共団体は一時、金を二重に準備する必要があつたわけでございますが、今回の法案におきましては、補償金の担保の提供は不要というように改めたわけでございます。次に、強制的に執行した場合のあの補償の方法でございまして、これが従来の耐火建築促進法におきましては、一部の権利者につきまして、非常に不利になっておつたわけでございますが、それを今回、市街地改造法の

準用によりまして合理化いたしましたわけでございます。

具体的に申しますと、もとの耐火建築促進法におきましては、旧土地所有者というものは、新たな建築物の一部の所有権及びその敷地の賃借権または新たな建築物の一部の賃借権を取得するということになっておりました。また、旧借地権者は、新たな建築物の一部の賃借権を取得するというふうになつておるわけでございます。それから旧借家権者は、新たな建築物の一部の転借権または賃借権を取得する、こういうことになっておつたわけでございますが、今回の法案におきましては、旧土地所有者に、新たな建築物の一部及びその敷地の共有持分を取得する、また、旧借地権者は、新たな建築物の一部及びその敷地の共有持分を取得する、また、旧借家権者は、新たな建築物の一部の借家権を取得する、こういうふうに、市街地改造法にならぬように補償を講ずるわけでございます。

借地権者の場合が、従来は借地して建物を持っておつた人でも、新しくできました防災建築物の一部の賃借権を取得するはなかつたわけでございますが、今回は、やはりできました建築物の一部及びその敷地の共有持分、所有権も取得できるように変わつた点が非常に相違がございます。

○内村清次君 この内容の点につきましては、また二、三私もお聞きしたい点もあつたので、総括的な意味でございまして、あと耐火建築促進法の第七條ですね、この第七條によりまして、国庫補助の問題、それと、防災建築街区造成法第五十七條の補助の問題、これが一体、どういふふうにつなが

ておるかですね、この点を一つお聞きしておきましょう。

○政府委員(神田治君) 耐火建築促進法におきましては、補助金は、防火建築帯の中に建つ建物につきまして、耐火建築物と木造建築物との標準建設費の差額の四分の一を国が補助することになっておたわけでございます。もちろん、この四分の一の国庫補助と申しますのは間接補助でございます、地方公共団体が、さらに四分の一の補助金を加えまして、建築主には、差額の二分の一の補助金がいくようになっておたわけでございますが、今度のこの法案におきましては、木造と耐火建築物の差額という考え方を改めまして、法令には「予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。」となつてございますが、大規模の共同建築物の建築を促進するために、その基本計画の作成でございますとか、また、既存建築物の除却工事、それから共同付帯施設、下水や水道等の屋外の付帯でございますが、そういうものの設置に要する費用等につきまして、国はその三分の一を補助するというように考えておるわけでございます。なお、この場合も、地方公共団体は、同様に三分の一の国と同額の補助を加えまして、三分の二の補助金がいくわけでございます。補助金を従来の四分の一から三分の一というように切りかえましたのは、木造と耐火建築物の標準建設費の差額の四分の一という従来の金額でございますが、出資されておた絶対的な金額を下回らないようにという配慮によりまして、調査設計費でございますとか、除却の費用でございますと

か、共同付帯施設の費用ということになりますと、坪数が若干下回って参りますので、三分の一というようにいたしましたわけでございます。

○田中一君 大臣どうしました。総括質問には、やはり大臣来なければ困るんですよ。総括質問の場合には、大臣が出席をしなければ質疑はできないのですよ。われわれ政治的配慮というものがあるんだから、住宅局長だけ追及しても、どうにもならないからね。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記をつけ

○田中一君 耐火建築促進法が二十七年にでき上がって以来、三十五年までの国が出資した補助金の額を一つ示して下さい。

○政府委員(神田治君) 約十億でございます。

○田中一君 年次別に出ているはずでございますから、それを年次別に御報告願います。

○政府委員(神田治君) 昭和二十七年が二億でございます。二十八年も二億でございます。二十九年が九千万でございます。三十年が六千二百万でございます。三十一年が三千八百万でございます。三十二年が一億五千三百八十万でございます。三十三年が一億でございます。三十四年が九千九百九十万でございます。三十五年が一億一千三百九十三万でございます。

○田中一君 三十六年度、新法では、

○政府委員(神田治君) 三十六年度の補助金の予算は二億五千万でございます。

○田中一君 それから耐火建築促進法で行なわれた個人の防火建築帯の希望数——坪数はむずかしいから、希望された一つの計画でいい、大小があつて非常に出し方がむずかしいから、正確なもの坪数ということになると、一番いいけれども、それはちょっと、手元ないと思うから、件数で一つ。それは二十七年から三十五年までの希望した件数、それから公共事業が行なつた件数、年次別に出して下さい。

もう一ぺん言います。耐火建築促進法で、法制定以来、個人として申し込んだ個人の申し込みの数、それから決定件数、それから公共団体の行なつた件数、年次別に出して下さい。これは、むろんこの補助金で見合うわけなんですけれども、私が知りたいのは、個人の申し込みで、すでに決定された——決定ということとは、結局予算で制約されるということになる。その分け方でうなつていくかということを知りたいわけですね、公共団体でやつた場合には、どうなつていくかということを知りたいわけですね。

○政府委員(神田治君) 詳細には、のちほど資料を調製いたしまして提出いたしますが、補助金を交付しまして完成しました延長——間口の延長でございますが、四十五キロになつてございます。で、なお地方公共団体が、十二条以下の条文を御覧になって強制的に実施したという例は、残念ながらなかったわけでございます。

○田中一君 それ一つ、個人の申し込みと申し込んだ間口ですか、間口で言っているわけですね、その申し込みの年次別キロ数というか間口数ね、それから決定されたもの、これは今言う通り決定は、実施したものは、予算に見

合うものであります。それから府県別。出せるわね——私は、なぜそれを知りたいか。今この予算でわかる通り、これはちょっと、大臣に言おうな。住宅局長の気持と僕の気持と同じなんだよ。同じでありながら、住宅局長にこういう質問するのは酷なんだ。住宅局長の心境と僕の心境と同じだからね、困つてしまう。だから、結局大臣に質問しなければならぬ。この法律の制定以来今日まで、常にこの予算の増加をはかってきた。ところが、常にこのように大きな波があつて、政府の熱意というものに消長があつたということ

です。

それでは、もう一つお聞きします。が、防災建築街区造成組合を構成させ、そして実施をさせるという場合の指導的役割を果たす予算というものは、どのくらいとおつておられますか。この二億五千万が、全部補助金であるのか、その中に指導的な行政費が入つていくかどうか。

○政府委員(神田治君) 二億五千万円の補助金の中には、指導監督等につきまます交付金も含めてございます。

○田中一君 大体、どれくらい入つておられますか。

○政府委員(神田治君) ○三〇程度でございます。

○田中一君 もう予算も通りましたから、これに対するところの交付先というか、府県というものが、大体わかっていると思うのですが、それはむろん、これに対する法律が通つたならばという準備の措置をしたと思うのです。従つて、今回の街区造成に関する各都道府県の申し込み間口と、それから一応配分しようとしておられる間口——これ

は金はいいで、金は。これを出していただきたいと思うのです。まだそれが完全に配賦されて決定的な配賦先がきまつておらないというなら、それでもけっこうです、そういうものでも。

それから○三〇といわれる行政費の補助、これは、今回もう見込まれておる都道府県にだけ配賦しようとするのか、さもなければ、一応建設費として、この地区は、どうしてもこうしなければならぬのだという一つの考え方がある。ところが、なかなかそこまでは進まないという場合に、○三〇を事業を行なわない都道府県、市町村等にも交付しようとしておられるのか、その点を一つ伺つておきたい。

○政府委員(神田治君) 本年度施行を予定されている都市でございますが、約四十都市が申し込みをしております。と、東京、大阪、名古屋、横浜、神戸、釧路、山形、宇都宮、船橋、浜松、静岡、吉原、金沢、大垣、彦根、四日市、酒井、和歌山、姫路、岡山、福山、岩国、戸畑、鹿兒島、今治等でございます。

○田中一君 次、ただいま申し上げました約四十都市の公共団体におきまして、防災建築街区の指定を行なうわけでございますが、带状でなしに街区という指定になりましたので、その街区の造成事業も、単年度ということには必ずしもならないわけでございます。従いまして、補助金を交付いたします場合に

は金はいいで、金は。これを出していただきたいと思うのです。まだそれが完全に配賦されて決定的な配賦先がきまつておらないというなら、それでもけっこうです、そういうものでも。

それから○三〇といわれる行政費の補助、これは、今回もう見込まれておる都道府県にだけ配賦しようとするのか、さもなければ、一応建設費として、この地区は、どうしてもこうしなければならぬのだという一つの考え方がある。ところが、なかなかそこまでは進まないという場合に、○三〇を事業を行なわない都道府県、市町村等にも交付しようとしておられるのか、その点を一つ伺つておきたい。

○政府委員(神田治君) 本年度施行を予定されている都市でございますが、約四十都市が申し込みをしております。と、東京、大阪、名古屋、横浜、神戸、釧路、山形、宇都宮、船橋、浜松、静岡、吉原、金沢、大垣、彦根、四日市、酒井、和歌山、姫路、岡山、福山、岩国、戸畑、鹿兒島、今治等でございます。

○田中一君 次、ただいま申し上げました約四十都市の公共団体におきまして、防災建築街区の指定を行なうわけでございますが、带状でなしに街区という指定になりましたので、その街区の造成事業も、単年度ということには必ずしもならないわけでございます。従いまして、補助金を交付いたします場合に

は金はいいで、金は。これを出していただきたいと思うのです。まだそれが完全に配賦されて決定的な配賦先がきまつておらないというなら、それでもけっこうです、そういうものでも。

も、その年次別の補助金ということにならうかと存じます。

それから街区というふうな面的に改正をいたしますので、間口の延長ということでもなしに、面積で表示されるかと思うのでございます。

次に、指導監督関係の事務費のお金でございますが、これは、事業の行なわれるところの事務費の関係の交付になると思ひます。従ひまして、事前にPRして、そういう気運を高めていくという費用につきましては、地方公共団体の方で負担していただくというわけでございます。

○田中一君 この約四十の都市で、計画は全部出たと思ひますが、一番長い、これは地方の、そういう各都市の財政状態にもよりますけれども、大体、熱意等にもよると思ひますが、大体、どんなものですか。どこは何か年計画、どこは何か年計画というふうな形でもって出ておられますか、あるいは単年度で終わるものもあるのか、その点の状況を知らせて下さい。

○政府委員(神田治君) 基準といひまして、年次計画でございますが、あまり長期になりまして、具体的な見通しが困難になりますので、三カ年というふうな年次計画で出していただくというように指導いたしていただくわけでございます。ただ都市によりましては、五カ年計画というので提出していただくところもございませぬ。

○米田正文君 ちょっと関連して……今質問の中で、局長が答えられた問題で、旧法の施行の分を本年度に引き続いてやる分は、この一年間やるということになっておるのですね。旧法で指定された地域については、今言われた

四十都市のうち旧法の分と今度新法でいく分と、二通りあるわけですね。その純然たる今度の新法でいく分が、その四十都市の中に幾らありますか。

○政府委員(神田治君) この改正法案におきまして、純然たる耐火建築促進法の条文を使いまして施行いたしますのは大船渡の災害関連の高率補助の關係だけが残るわけでございます。その他のおきましては、新しい法律に基づいて施行されるわけでございませぬ。ただ従来、防火建築帯として指定されたところでは、三階建を予定した二階建の耐火建築物も、中高層耐火建築物の融資の対象にいたしておきませぬので、それを一年間は融資の制度は、そのまま防火建築帯に残るわけでございませぬ。

○田中一君 それから防火建築帯という考え方のものは、これではっきり解消するわけですね。なくなってしまうのですか、それとも、そのまま残るのですか。その考え方は、その指定は、どう考へ方はなくなるわけでございます。ただ、路線上の防火地域として都市計画の地域としての地域指定は残るわけでございます。

○田中一君 大臣に伺います。今、防火建築街区造成法の質疑をやっているのですが、御承知のように、この前提となつておられるところの耐火建築促進法は、この法律の制定によって廢法になるというところになっておられますが、二十七年に、この耐火建築促進法が成立以來、国の補助率というものは、おおよそ十億程度にとどまっております。三十五年まで十億程度にとどまっております。年次別に申し上げますと、二

十七年二億、二十八年二億、二十九年九千万、三十年六千二百萬、三十一年三千八百萬、三十二年一億五千万、三十三年一億、三十四年九千九百九十九萬、三十五年一億一千万、こういう形になっておられる。私は、ここに政府のこの耐火建築に対する考え方は、認識というものが、このような消長があるという感じがわかるわけなんです。

私ども常に、この法律制定以來、当委員会でも予算委員会でも、常に補助金というものを増大して、そうして徹底的に防火都市としての出現を期待しておつたのです。たとえば三十三年の一億にいたしましたけれども、これは五千万というものは、たしか富山県の魚津の大火に持つていったはずでございます。よい法律を作つても、少数の國民のためのものである、常に熱意がないわけですね。今聞いてみますと、個人

の希望——個人で補助金をくれという、事業を行なつた申し込み数と、それから決定された数を年次別に伺つておるわけですが、そのほかに、この耐火建築促進法の一番大きな眼目というものは、また法律の大半を占めておられるという条文は、公共団体が、この事業を行なうことができるんだということに尽きておられるのです。これは、重要な役割を果たすべき性質のものなんです。八〇%のその地域の市民が賛成するならば、二割は取用されて、この事業を一緒にしなければならなくなるような強制面もあつたわけなんです。何って

みますと、公共団体に、今日までに残念ながら約十年たつて、一件もございませぬというところなんです。むしろこれに對しましては、地方公共団体も補助金を負担しなければならぬ。まあ

いろいろ財政上の問題もございませぬけれども、当委員会としては、常にこの問題に対する予算の増大あるいは予算の増加、増額を注文をつけて参りました。ある年などは、やむを得ない——政府の提案がゼロ、内示がゼロ、最後にゼロ——そのために、私は野党でありながら大蔵省へどなり込んで、主計官と取組み合うような激論をたたかわれて、もちろんこれには、与党の諸君の中にも熱意を持った方がおりました。一緒になつて、予算をぶ

ん取つてきた経験も、一回や二回でな

いわけですね。私は、いたずらに法を作つて、そしてその精神を生かさぬで、また形の変つた法律案を出すということになりませぬならば、やはり建設大臣が重大な決意を持つて、反省をして、この提案をしなればならぬと思ふ。耐火建築促進法を

行なう事業と書いてあるのです。それがそ望ましいと思つておられるのです。それが一件もない、今日までに。単に、大臣が説明された提案理由の説明の中には、こうなつておられます。「最近における都市災害の発生状況と社会情勢を見ますとき、新たな見地からさら

に、対策を講じ、都市の防災化を強力に推進する必要があると痛感されるのであります。」、こういうことを言つておられるという理由です。ここに一つの反省もございませぬ、政府は、何ら反省がないんです。國民の要求が熾烈にあるにかかわらず、予算化をしないで、事業を推進しようとしないうで、そしてこれだけの提案理由の説明では足り

私はこの際、建設大臣一つ腹をきめて、國民の名においてこの法律案を審議し、成立を願つておられるところのわれわれに對して、今次提案されましたところの新しい法律案というものに対する覚悟をお示し願わなければならぬと思ふのです。

今も雑談で話したのですが、この私が申し上げていることは、歴代の住宅局長と、同じような熱意を持つてたかつてきたことなんです。それはむしろ、道路も、河川も、その他の国土保全の事業も必要でございます。必要でございますが、建設省内部におきませぬところの力関係で、こういう重大な事業が等閑視されるということがあつちやならない。私は、この法律を審議するにあたりましては、いづれ大蔵大臣にも来ていただきたい。大蔵大臣にも来てもらわなければ、せっかくこうして……、今までの耐火建築促進法に

しても、これが不備だから直すということじゃないのです。不備だから直すということならば、これはわかりませぬ。不備を直すということは、政府も反省したことになる。そうでない。新しい法律を出さうというこの提案が、社会性とかがというふうな、國民に責任をかぶせるような形で提案されることは受け取りにくいのです。建設大臣は、東京に選挙区を持っておられる方なんだから、これは痛感されておられるから、それで将来の問題もあつて、この新法は、ことし二億五千万円の予算がついておられますけれども、これにまた、街区になりますと、規模も大きくなりますから、これはどうしても継続事業的な性格を持つてくる。その場合に、今住宅局長からは、大体基準

を三カ年程度に押えているけれども、大都市では五カ年の所もある——そういたしますと、五カ年という計画的な事業を行なうことを約束をしているわけなんです。次年度——基準としては三年ならば、三十七年、三十八年までは継続される。その場合に、予算措置を、どういう工合に考えているか。その点を一十分……だめですよ、場当たり的な答弁をしては。これは重要な問題なんですからね。一つ大臣から、決意を披瀝していただきたい。その決意を受けて、私は大蔵大臣に来ていただいて、大蔵大臣に十分に念を押しておかなければならぬと思うのです。

○國務大臣(中村梅吉君) 今田中委員の御指摘の通り、過去の耐火建築促進法も、法律の不備というよりは、どうも政府の施策が不十分だったじゃないか、こういう御指摘でございました。実は、私も例年関係をいたしまして、予算編成の当初に、この補助金の予算額がいつもゼロにされて、この復活要求に努めたわけでございますが、十分な予算措置ができませんでした。そのために、せっかく耐火建築促進というところが十分にはかどらなかった。この点確かに御指摘の通りだと思えます。

ただ今回は、このような立法措置を講じて、今までの耐火建築促進という帯状を、今度は街区制に改めまして、これを機会に財政当局の理解も強めて、予算措置も講じて、災害の防止とあわせ、また都市の高度利用、高度建築ということも考えて、極力防災建築の促進をはかっていきたい、こう実は、私も考えているわけでございませぬ。

相当額を予算に計上する必要というものがあつたわけでございますが、あわせ今度、この街区制によりまして、組合の制度等も新設をいたしまして、民間から盛り上がる力もこれによって一つ培養して参りたい。そうすることに参りまして、補助もそうでございますが、片一方にございます住宅金融公庫の中層建築の補助等も活用し、また自然、そういうこととからみ合せて、住宅金融公庫の中層建築の融資等の資金需要がふえて参りますれば、この方も、これは努力をいたしまして、十分の措置を——今でも不十分でございますが、充実に参らなければならぬと思つておるようなわけでございませぬ。

私も思つたしましては、世相と現状にかんがみまして、こういうような新しい立法措置を講ずる機会に、財政当局の理解も強めて、われわれも努力をいたしまして、目的を果たすように努めて参りたい。これは、ほんとうに場当たりでなく、私も真剣に、そう考へておるような次第でございます。○田中一君 今ちょっと、言葉が間違つたと思つたのですが、住宅金融公庫の補助じやなく融資ですね。融資です。

○國務大臣(中村梅吉君) 融資です。補助と申し上げたのは間違ひです。○田中一君 全くその通りなんです。むしろ、あらゆる面で防災街区を作るというには必要であります。どういふ施策をとつてもかまいません。しかし、もしも実際に他の方法で、それが促進されるならば、補助金なんか要らないです。現に大体、これには資本金が豊かにあるとかないとかいう制限もありません。

んし、坪数に大小の制限も——これは政令でござつておるのかな。そういう点の對象が何であるかという場合も、今まで耐火建築帯の場合には、一応の基準をきめて融資對象というものはきめておつたように、規模がきまつておりますけれども、あまり、三井不動産かなんかがやるものには、たしか出していないと思つたのですが、その点は住宅局長、どうですか。

○政府委員(神田治君) 従来の耐火建築促進法におきましては、三階以上というものが、高度制限にあつたわけでございませぬ。法律上は耐火建築帯の中に建つ規定に合はした建物でございませぬ、補助の對象になり得るわけでございませぬけれども、補助金の効果をできるだけ有効に活用しようというように、観点から、実際の運用の面におきまして、あまり大きな資本のところとか負担力のあるところには出してはいいか、つたわけでございませぬ。

○田中一君 今、住宅局長が言つたような行政指導をやつてきたわけなんですけれども、しかしそれならば、これははっきり明記すべきです。社会保護法的な、社会保障的な、あるいはこういうことをいふと、ちよつとどぎつくなるけれども、社会主義的な思想を盛り込まなければ、こういうものの達成は見られないわけなんです。政府も幸いに、そういう資金が豊かな繁栄企業には出しておられなかつたといふことですが、それならば、もう一歩進んで具体的に對象を明らかにすべきなんです。そうして、おそらく住宅局では、全国の最も重要な、どうしてもここは、もう他に優先してなければならぬというような箇所を知つてい

るはずなんです。四十都市から申し込みが、本年度の二億五千万をねらつて補助してくれというような要求がきています。それが、ただ、きつていから、それに対してやるのだということではなくして、緊要性というものを、そこにまづ持つていなければならぬと思つたのです。

そうして、たとえ申し出がなくても、國として、政府として、当然この地区はしなければならぬというようにな——とにかく市が単独でやる事業じゃございませぬので、補助金を出す以上、政府としてこの地区こそ、どうしてもしなければならぬという懸念——行政指導と申しますか、をしなればならぬと思つたのです。そういう点は、どういふ工合に運用しているかどうするのかわつておきたいと思つた。ただ単に申し込みがあつたから、それに対して補助をするのだといふことだけでは、これは地方財政が、これらに出す資金があるものは申し出て参りますけれども、他の方に、いろんな問題があつた場合、たとえば今の災害復旧的な役割を持つ津波の場合約の大船渡、志津川なんつていうところは、当然こういうものを作らなければならぬと思つたのですが、おそらく志津川なんかでは、そういう財政的な裏づけは、なかなかできないものだから、しないのじゃないかと思つたのです。そういう意味で國の意思というものがこの法律を作る以上はなくちゃならぬと思つたのです。造成法という、ただ単に法律を作つて、地方公共団体にそれを知らしめて、地方公共団体が、単独で動けばいいのだといふことではないと思つたのです。

その点は、どういふ運用をしようとするのか、大臣に伺つておきたいと思つた。

○國務大臣(中村梅吉君) ことに、今お話のありましたような津波防止等の地域等につきましては、極力こちらから推進をいたしまして、行政指導等も十分行ないまして、防災建築のできるよう努めていきたいと思つた。

それから一般市街につきましても、十分に緊要性については検討をいたしまして、その緊要性がある所に向かひまして進んでいきたい。三十六年度としましては、補助額はすでに予算で決定しておりますので、この範囲内でまかなうよりいたした方がございませぬけれども、新しいこういうような新制度を、国会でおきめ願つて立法化することによりまして、私も、次年度以降の予算編成にあたりましては、この緊要性を説いて、極力推進のできるよう努めていきたいと思つた。

○田中一君 基準として三カ年完成ということになつておるようですが、この年度別完成比率は、どういふ工合に考へておられますか、住宅局長。三分の一ずつでいこうとするのか、あるいは初年度はどうするとか、何か計画があると思つたのですが……

○政府委員(神田治君) 都市全体の防災建築街区は、重要な地区で系統的に効果的に、やはりやるわけでございませぬが、先ほど三カ年といつたような計画を申し上げたのは、その都市全体について防災街区の造成で申し上げたわけではないのであります。带状から街区に広がりまして、

それは面的に、相当の工事量になるわけでございます。従いまして、そこで組合を結成して助成して参ります場合にも、単年度で一挙に一街区を竣工させるというふうな見通しが若干困難でございますので、これを街区の大きさに応じまして、三カ年程度に分けて実施をするわけでございます。

従いまして、当然街区の三つに年次別の分け方といたしましては、三分の一ずつというふうな形になるわけでございます。ただ、一街区が着工が始まりますと、次々と他の街区におきましても、組合結成の機運が高まってくるわけでございます。そういうようなわけので、今後の事業量というものは、相当の伸び率をもって伸ばしていきたい、こういうふうに考えております。

○田中一君 そうすると、とにかくこれは四十都市に、これを振り向けるとすると、この分は、明年度は確保することができると理解してよろしゅうございませうか。——ということとは、三カ年継続の事業を行なうという計画が組合にできた場合に、それが初年度三分の一ならば、あと三分の二、つまり三カ年は、この部分に対する補助金が確保されるというふうな予算措置がとられるということに了解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(禊田治君) 予算の編成や、その他形式上のことを申しますと、単年度事業でございますけれども、法律が制定になりました、この事業を遂行してゆく上におきましては、われわれといたしましては、今お述べになりましたような線で、その街区が完成できるように最大の努力を払うつもりでございます。

○田中一君 法文に、そういう精神を織り込んであるところはありませぬね。

○政府委員(禊田治君) 現在の予算の編成が、全部単年度ということになっておりますので、継続事業といったような意味のことを明定している条文はないわけでございます。

○田中一君 むろん予算の範囲内で行なうのですが、継続的な性格を持つていふものは見てやる、それに努めるという条文くらいなければ不安です。継続事業というものは、財政法でもって認められておられますよ、たしか二十九年でしたか、二十七年でしたか、財政法は、継続事業を認めております。

私は、政府の実績からくる不信感があるのではないかと思う。二十七年から三十五年までの耐火建築促進法に対する熱意、これは、先ほど住宅局長が述べられたような、何か計画のそごを来たすこととは、国民は迷惑です。精神規定でもいから、そういうものはなければならぬと思うのです。それを明文化するということができないなら、これは大蔵大臣に、私も念を押す以外にない。ほんとうに融資その他の方法でもって低利資金——利子補給とまで言いませんけれども、低利資金でこれを助成しようという考え方があれば、場合によれば、こうした、補助金の制度なんというものがなくてもいい場合もあり得るのです。しかし一応耐火建築促進法の方法を継承して、こういう補助金制度というものができたのですから、これは、もう何ら反対しない、大賛成でございますけれども、しかし、それに対する今までの政府の怠慢さが、今度の新しい法律になったからといって是正

されるということは、建設大臣も努力をすると言っておりますけれども、私は安心できない。組合等が、非常に苦しむわけなんです。そして組合なんというものは、大ぜいの意思を統一して、ものをきめるわけです、国全体の予算の中からも、比率が、これ以上に上回らなければならぬわけなんです。これに対する保証がないわけですよ。どうしても、これは大蔵大臣に来てもらって、この点を念を押さなければ、これは建設大臣としても、あなたの任期中に、こういうものができて、うそをついたということになると困りますから、これは一つ、もしもそれがはっきりと、精神規定でもいから、そういう明文化することができないなら、さなければならぬと思う。少なくとも明文化すべきだと思ふのです。

それから対象を明らかにするということですが、どういふものに補助するのだという事です。御承知のように全国的に統一した不燃都市促進協議会がございませう。そこからも、いろいろな注文も来ておられますけれども、そのうちで、住宅との併用建築物に対する融資だけに限っているような理解のもとに、純然たる事務所建築にも貸して、これというふうなことを言ってきておられますが、その点は、どうなんですか。これは住宅だ何だという制限はないはずのもので、その点いかがですか。

○政府委員(禊田治君) 今回の法案におきます補助の趣旨でございますけれども、これは災害防止に速効的に効果を現わすように、ばらばらでなく、一街区にまとまって完成していくようにという配慮に基づく補助制度

でございませう。従いまして、共同建築をできるだけ奨励していくわけでございます。中高層の耐火建築物に対する融資制度でございますが、もちろん一つの建物の中には、住宅部分があれば中高層の耐火建築物は融資できないことになっておられますが、これは必ずしも、その店舗の上に住宅がなければならぬという制度ではないわけでございます。従いまして、共同建築を設計の仕方によりまして、純然たる商業用の建築物がございませう、他の部分に住宅部分が相当数ございませう、全体として中高層の融資の要件を満たすというふうな運用ができるわけでございます。さような観点から災害の防止上、また土地の合理的な利用というふうな観点から、できるだけまとまって共同建築になるように指導して参りたいと考えております。

○田中一君 そうしますと、街区というものが、一つのブロックになって、そうしてたとえ、市街地改造事業と同じように、ある道をはさんで向こう側にアパートの建物がある、こっちは全部表は事務所建築、商業建築だということになった場合には、街区全体を合わせて中高層の融資対象になるということですか、そうでないのですか。

○政府委員(禊田治君) 今お尋ねの点につきましては、中高層の耐火建築物に対する融資制度を住宅局としまして立案したときからの問題点でございます。将来とすれば、むねが変わりまして、一街区として、あるいは一つの敷地内で、住宅部分と商業用部分とが分離された場合であっても、融資が望ましいというように、建設省として

は考えておったわけでございますけれども、いろいろ制度上、なお検討を要する問題がございましたので、ただいまのところは、中高層の耐火建築物融資としますと、一むねに、その建築物がまとまっておられなければいけないわけでございます。

ただ、その場合に、必ずしも二階、三階に住宅がなければならぬということにはならないわけでございますので、つながっておれば、片方は、下から全部住宅でございませう、融資の対象になるわけでございます。

○田中一君 大臣、十二時半に、どうかに行かれるそうですから、私は、あの質問は留保しておきます。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 他に、住宅局長に質疑のある方はありませんか。……本日は、これにて散会いたします。午後零時二十八分散会

参議院事務局